

平成22年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成22年3月15日（月） 9時31分宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長 松田和久	農林水産課長 山崎龍一
副町長 門脇裕	下水道課長 中前千之
教育長 藤田勲	建設課長 井川寛
総務課長 渡部國彦	水道課長 大庭孝久
会計管理者 嶽野正弘	総務学校教育課長 岩水守
企画財政課長 齋藤福昌	生涯学習課長 高梨康二
税務課長 竹林行政	布施支所長 松井忠弘
町民課長 佐々木秋幸	五箇支所長 村上和弘
福祉課長 村上静夫	都万支所長 石川伸吉
保健課長 阿部真澄	行政係長 渡部誠
環境課長 浅生久	財政係長 鳥井登
観光商工課長 池田高世偉	職員係長 長田栄
定住対策課長 岡田清明	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 1名

1、町長追加提出議案

議 第 5 2 号 隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 5 3 号 隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

議 第 5 4 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 5 5 号 隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

議 第 5 6 号 隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議 第 5 7 号 隠岐の島町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を
改正する条例

議 第 5 8 号 隠岐の島町職員定数条例の一部を改正する条例

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 1 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

議第 52 号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議
第 58 号「隠岐の島町職員定数条例の一部を改正する条例」までの 7 件を一括して議題といた
します。

日 程 第 2、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、議第 52 号から議第 58 号までの 7 件について提出者から提案

理由の説明を求めます。

番外:町長

番外(町長 松田和久)

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

議第 52 号の「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、及び議第 53 号の「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の 2 議案につきましては、本町の厳しい財政状況に鑑み、町長、副町長及び教育長に係る、給与月額を引き下げと、期末手当の支給割合を引き下げを行い、併せて本年度に引き続き、給料月額の減額措置を行うものであります。減額措置の期間と内容につきましては、本年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、町長 25%、副町長 20%、教育長 16%を、それぞれの給料月額から減額するものでございます。

次に、議第 54 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、昨年的人事院勧告の趣旨を踏まえ、月に 60 時間を超える時間外勤務に係る、時間外勤務手当の支給割合に関し、所要の改正を行うものでございます。

また、本町の厳しい財政状況に鑑み、本年度に引き続き、職員給料の減額措置を行うものでございます。減額措置の期間と内容につきましては、本年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、級別に減額率を設定し、9%から 3%をそれぞれの給料月額から減額するものでございます。

次に、議第 55 号の「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、昨年的人事院勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の勤務時間について、所要の改正を行うものでございます。その内容は、月に 60 時間を超える時間外勤務手当の支給割合と、本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、又は時間を指定することができることとするものでございます。

次に、議第 56 号の「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」、及び議第 57 号の「隠岐の島町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、月に 60 時間を超える時間外勤務手当の取扱いの改正に伴い、それぞれの条例の関連する部分において、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第 58 号の「隠岐の島町職員定数条例等の一部を改正する条例」につきましては、平成 22 年 4 月 1 日の職員数に即し、職員定数を改正するものであります。改正の内容は、職員定数の総数を 347 人から 56 人減らし 291 人にするものであります。実施時期につきましては

は、平成22年4月1日といたしております。

以上、7件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議を頂きまして、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（米澤壽重）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 3、質 疑

「質疑」を行ないます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時38分 ）

（ 全員協議会開会宣言 9時38分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時38分 ）

以上で「質疑」を終ります。

日 程 第 4、議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を行ないます。

お諮りします。

議会初日に提出されました、町長提出議案の議第17号から議第51号までの35件、及び本日提出されました、議第52号から議第58号までの7件、計42件について、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じます。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

「異議なし」と認めます。

したがって、その様に決定いたしました。

日 程 第 5、休 会

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

3月16日から3月18日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、3月19日に開催し、委員長報告、討論、採決などを行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時40分)

以 下 余 白